

佐賀県浄化槽法定検査実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条に定める検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条に定める検査（以下「11条検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査を行う者)

第2条 7条検査及び11条検査（以下「法定検査」という。）を行う者は、佐賀県知事が指定する次の指定検査機関の職員で「浄化槽の検査に関する専門的知識、技能を有する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者」とする。

<指定検査機関>

一般財団法人佐賀県環境科学検査協会

(佐賀県指令60環第3030号、指定年月日 昭和61年3月31日)

第2章 検査の実施

(年間の実施計画)

第3条 指定検査機関の長は、毎年3月末までに次年度の市町の法定検査実施計画を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に通知する。

(検査の内容)

第4条 法定検査については、平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日付衛浄第34号及び35号同部環境整備課浄化槽対策室長通知並びに平成14年2月改定版 浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成8年3月25日付け衛浄第17号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部水道課環境部長通知)（以下、「法定検査ガイドライン」という。）その他関係通知の定めるところにより実施する。

なお、11条検査についてBOD検査導入等の効率化検査を行う場合は、環境省と協議し了解を得た内容とする。

(検査の項目)

第5条 法定検査で行う項目は以下のとおりとする。

(1) 7条検査項目

ア 外観検査 (75項目)	a 設置状況 b 設備の稼働状況 c 水の流れ方の状況 d 使用の状況 e 悪臭の発生状況 f 消毒の実施状況 g か、はえ等の発生状況
イ 水質検査 (6項目)	a 水素イオン濃度 b 汚泥沈殿率 c 溶存酸素量 d 透視度 e 残留塩素 f 生物化学的酸素要求量
ウ 書類検査 (6項目)	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等を検査する。

(2) 11条検査項目

ア 外観検査 (75項目)	a 設置状況 b 設備の稼働状況 c 水の流れ方の状況 d 使用の状況 e 悪臭の発生状況 f 消毒の実施状況 g か、はえ等の発生状況
イ 水質検査 (5項目)	a 水素イオン濃度 b 溶存酸素量 c 透視度 d 残留塩素 e 生物化学的酸素要求量
ウ 書類検査 (6項目)	保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施する。

なお、環境省より承認を得た効率化検査を行う場合に限り、全項目の検査を決められた年周期で実施し、それ以外の年は一部を簡略化した効率化検査とすることができる。

(水質検査の内容)

第6条 水質検査項目とその判断方法は、法定検査ガイドラインに基づき実施する。
 なお、各項目の望ましい範囲は以下のとおりとする。

水質検査項目	試料の採取等	望ましい範囲
a 水素イオン濃度 (pH)	消毒槽、消毒室又は消毒タンク (以下「消毒槽等」という。) に入る直前の処理水	5.8～8.6
b 汚泥沈殿率	ばっ気槽、ばっ気室、ばっ気タンク等 (以下「ばっ気槽等」という。) 内の混合液	単独：10%以上 60%以下 合併：10%以上
c 溶存酸素量	ばっ気槽等、接触ばっ気室、接触ばっ気槽、回転板接触槽等内の混合攪拌されている部分の水面下を測定	単独：0.3mg/l 以上 合併：1.0mg/l 以上
d 透視度	消毒槽等に入る直前の処理水	BODの処理性能 90 mg/l 以下 7度以上 60 mg/l 以下 10度以上 30 mg/l 以下 15度以上 20 mg/l 以下 20度以上
e 残留塩素	消毒槽等の出口における放流水	検出されること
f 生物化学的酸素要求量 (BOD)	消毒槽等に入る直前の処理水	処理性能 (下表) 以下 H18.2.1 以降設置浄化槽については、20 mg/l 以下

表 生物化学的酸素要求量 (BOD) の処理性能値

浄化槽の設置区域	処理対象人員 (人)	放流水 BOD (mg/l)
下記区域を除く区域	50 以下	単独処理：90 以下 合併処理：20 以下
	51～500	60 以下
	501 以上	30 以下
3年以内に下水道の処理区域となることが予定されている区域	500 以下	90 以下
	501～2000	60 以下
	2001 以上	30 以下

ただし、この表の数値以下の性能保証をしている浄化槽については、その保証値とする。

(判定基準)

第7条 法定検査の結果の判定基準は以下のとおりとする。

適 正	浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合
おおむね適正	浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって「不適正」以外のもの
不 適 正	浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合

第3章 検査後の対応

(検査済証)

第8条 法定検査終了後、検査を行った者は、浄化槽管理者に検査済証を交付し、当該検査済証を見やすい場所に貼付するよう助言する。

(検査結果書)

第9条 指定検査機関は、判定の結果及び改善事項等を記入した浄化槽法定検査結果書を作成し、浄化槽管理者に交付する。

(保健福祉事務所長への報告)

第10条 指定検査機関の長は、毎月末までにその前月中に実施した法定検査について、各号に掲げる事項について整理し、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長へ報告する。

- ① 検査を行った年月日
- ② 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- ③ 浄化槽の設置場所
- ④ 浄化槽の製造業者名及び型式名
- ⑤ 浄化槽の工事・保守点検・清掃を行った業者名
- ⑥ 検査結果（検査の結果が、「おおむね適正」又は「不適正」の場合は、その内容と原因等）
- ⑦ 法附則第11条に規定する特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無
- ⑧ その他特記事項（前回検査時との相違事項等）

2 指定検査機関は、ばっ気停止等の緊急修理を要する浄化槽を検査した場合には、努めて管理者へ改善を促すとともに、速やかに保守点検業者及び保健福祉事務所へ連絡する。

第4章 不適正浄化槽等への対応

(指導)

第11条 保健福祉事務所長は、不適正浄化槽等に対して、次の各号に従い指導すること。

- ① 法定検査で「おおむね適正」「不適正」と判定された浄化槽について、当該浄化槽に係る浄化槽工事業者又は浄化槽保守点検業者に判定結果を通知し、浄化槽管理者と浄化槽の改善について対策を講じるように指導する。
 - ② 前項に基づき改善指導を行ったものの改善が進まない場合は、指定検査機関、浄化槽保守点検業者等と対策会議を開催し、浄化槽の改善にむけた対策や指導方法について協議を行う。
 - ③ 法定検査で「おおむね適正」「不適正」と判定された浄化槽のうち、対策会議において行政指導が必要と判断されたものについて、必要に応じて浄化槽管理者・保守点検業者・浄化槽工事業者等に文書指導を行う。
- 2 前項の指導を受けた者は、当該浄化槽の改善結果について浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に報告すること。

(立入検査)

第12条 保健福祉事務所長は、法定検査で「おおむね適正」又は「不適正」と判定された浄化槽で改善が進まない浄化槽については、必要に応じて立入検査を実施し、改善事項を浄化槽管理者に指示する。

第5章 未受検者への対応

(未受検者の報告)

第13条 検査機関の長は、法定検査の未受検者について次に各号について整理し、定期的に浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長へ市町ごとに報告する。

- ① 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- ② 浄化槽の設置場所
- ③ 過去の受検状況（検査年月日及び判定結果等）
- ④ その他の参考となる事項

(未受検者への対応)

第14条 保健福祉事務所長は、法定検査未受検の浄化槽管理者に対し法第12条の2第1項に基づき受検の指導及び助言を行う。

- 2 前項の措置の実施後も浄化槽管理者が法定検査を受検しないときは、法定検査を受検するよう勧告するとともに、併せて、浄化槽法第53条に基づき管理状況に関する報告を徴収する場合がある。

3 勧告を受けた浄化槽管理者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合には、浄化槽管理者に対しその勧告に係る措置をとるよう命ずる場合がある。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日下水道第2017号）

この基準は、令和7年7月1日から施行する。